

国への要望事項

2021年11月18日

一般社団法人日本BPO協会

- 1 同一労働同一賃金法制の適正な履行のためには、派遣先の理解が不可欠である。本年4月から中小企業においても同法制が施行されたところであり、大企業、中小企業ともに、同法制の理解促進をお願いしたい。
また、パート・有期雇用労働者の待遇改善も重要な課題であるので、これらの者に関しても、同一労働同一賃金法制の理解促進をお願いしたい。
- 2 雇用調整助成金等の特例措置について、今後の取扱いが検討されているが、同助成金を活用して雇用の維持に取り組んでいる会員企業もいるので、引き続き、必要な措置をお願いしたい。
- 3 AI、IoT等の進展により、求められる知識、スキルが大きく変化し、これに対応したジョブチェンジ、教育訓練が必要になるので、これらに対する助成措置など積極的な支援をお願いしたい。
また、人材開発支援助成金については、主なコースの対象者は「正規雇用労働者及び多様な正社員」とされ、派遣労働者は対象となっていないので、見直しをお願いしたい。
- 4 職業安定法の改正に向けて検討が進められているが、雇用仲介事業のうち、インターネット上のシステム提供によるスポットマッチング事業は、その実態から職業紹介事業に該当すると考えられるので、適正な事業運営が行われるよう、対応をお願いしたい。
- 5 2019年4月から、年次有給休暇が10日以上付与される労働者について、年5日の年次有給休暇の確実な取得が義務付けられたところであるが、確実な履行を推進するため、社会全体に対して、この制度改正についての理解促進をお願いしたい。